

食品を媒介とする微生物による健康被害のリスク評価指針（内容案）に対する専門委員のコメント

荒川専門委員

別の指針を定めると言う事であれば別ですが、リスク評価の最終結果が出された後に、その内容についての説明方法（手順）とその範囲についてもう少し具体的に記載する必要があるように思います。

熊谷専門委員

理念：「食品安全健康影響評価（リスク評価）は、リスク分析の手法にのっとり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立・公正に行わなければならない。」は、「食品安全健康影響評価（リスク評価）は、リスク分析の枠組みに沿い、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立・公正に行わなければならない。」の方がよいと思います。

2.1.2.3 リスク管理機関としてこれまでに収集した科学的情報：「対象病原体のリスクを低減するために取り得る管理措置とその難易（管理措置を導入する場合の困難性）の情報」を含めた方がよい。

3.1 評価内容の構成：リスク評価結果を得なければならないタイムリミットに間に合っ入手できるデータによっては、以下の hazard identification から始まる4項目中のそれぞれの内容の一部を省く場合があることを、記載しておいたほうがよいと思う。

4.2.1 答申後に行うべき評価：リスク管理機関は、リスク評価結果に基づいて、健康危害上のリスク以外のその他諸々の事情を組み入れて、その時点時点で最良の管理方法を採用すべき、とするべきと思いますが、それを前提とすると、以下のように考えられます。文章は今、間に合いませんので、とりあえず考えだけを示します。

リスク管理措置の妥当性についての評価

リスク管理措置がリスク評価結果を適切に踏まえたものとなっているか、また、期待された成果を上げ、消費者保護に十分貢献しているか否かを評価する。

については、リスク管理機関の首尾範囲と思う。リスク評価機関からの情報入手は必要にしても。

リスク評価の妥当性についての評価

リスク評価結果に基づき、適切なリスク管理措置が実施されているにも関わらず、リスク管理措置の効果が見られない場合は、その原因を究明する。

については、リスク評価機関とリスク管理機関との共同作業になるのでは？